

| | | |
|-----------|-------|--|
| 令和5年9月20日 | | |
| 資料提供 | | |
| 担当課 | 知事部局 | 監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通Tel073-441-2136 |
| | 教育委員会 | 総務課 味村(内3668、直通Tel073-441-3640) |

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年8月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 1 |
| 匿名 | 2 |
| 職員等 | 0 |
| 計 | 3 |

(2)通報方法別

| 通報者 | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール | 1 |
| 郵便・FAX | 2 |
| 面談 | 0 |
| 電話 | 0 |
| 計 | 3 |

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

| | | |
|---|---|--|
| ① | 和歌山県警察の交通事故対応について調査してほしい。 | 所管外のため、不受理とした。 |
| ② | 自立支援医療受給者証がマイナンバーに連携されていない。 | 匿名通報で具体的内容が不明なため不受理とし、和歌山県精神保健福祉センターに情報提供した。 |
| ③ | 教育委員会のある所属において、上司からのパワハラにより職員が精神を病み仕事を休んでいるが、管理職はその事実を知っていながら必要な配慮を怠った。また、教育委員会では事情を知っていながら事実を隠蔽しようとしている。 | 所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。 |

通報内容を分類すると次のようになります。

| | |
|--------------------------|-------|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 0 |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの | 3 ①②③ |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

| | |
|------------------------------------|-------|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの | 0 |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの) | 0 |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) | 0 |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) | 0 |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0 |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの | 0 |
| (3)調査を継続中としたもの | 0 |
| (4)不受理としたもの | 3 ①②③ |

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

| | 通報内容 | 処理状況 |
|------------|--|----------------------------|
| R5.4月 ⑥ | ある課の職員に対し、過去に申し入れた記録の確認を申し入れたが対応しなかった。職務放棄だ。 | 調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>R5.6月 ① ～③③</p> | <p>①～⑮について、A課の職員が、公文書開示事務に際し、複数の不正行為を行った。 ①開示文書の枚数について、事実と異なる内容の教示をした。 ②CD-Rで提供できる旨の事前案内をしなかった。 ③開示決定通知書では紙原本の写しを交付すべきところ、PDFからの写しを交付した。 ④原本と異なる文書の写しを故意に作成したのは公文書の変造に当たる行為。 ⑤④の写しが過失によって作成されたとしても公文書の変造に当たる。 ⑥④は不正行為に当たる。 ⑦④の開示にあたり、原本の閲覧を認めなかった。 ⑧④の原本の記載内容について、虚偽の説明をした。 ⑨④の写しの交付の際、担当職員は写しと原本の同一性を確認しなかった。 ⑩担当職員の上司は公文書開示にかかる起案文書において、開示文書の原本と写しの同一性を確認しなかった。 ⑪担当職員の上司は不正行為を行った担当者に対応を委ねている。 ⑫④について、コピー機の再現確認に応じない。 ⑬④により、通報者に開示手数料分の損害を与えた。 ⑭⑬について、手数料20円の返金で済む話ではない。 ⑮④について、謝罪以外は何の対応もしておらず、不作為状態である。</p> | <p>①調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ②調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ③調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ④調査の結果、公文書の変造の事実は認められなかった。 ⑤調査の結果、公文書の変造の事実は認められなかった。 ⑥調査の結果、複写時の過失により、原本と異なる、一部が欠損した文書の写しを交付したことが確認できた。A課からは関係職員に対し、管理監督者から注意を行い、再発防止策を講じた旨の回答を得た。 ⑦調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑧調査の結果、故意に虚偽の説明をしたとは認められなかった。 ⑨調査の結果、A課担当者は写しと原本の内容が同一のものであると誤信していたことにより同一性の確認をしなかったことが確認できたため、管理監督者から注意をし、再発防止策を講じた旨の回答を得た。 ⑩調査の結果、A課担当者的上席職員が、起案文書に添付された文書写し(コピーミスにより一部欠損したもの)が原本と同一であると誤信し、原本との同一性の確認が不十分なまま決裁を行った事実が確認できたため、A課の関係職員に対し管理監督者から注意が行われ、再発防止策を講じた旨の回答を得た。 ⑪調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑫調査の結果、A課は再現確認に応じていることが確認された。 ⑬調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑭調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑮調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> |
| <p>⑯～⑲について、B課の担当職員は、公文書開示事務に際し、複数の不正行為を行った。 ⑯担当職員は、A課が開示した文書の写しと原本との同一性を確認しなかった。 ⑰担当職員は、A課が開示した文書の写しと原本の同一性の確認を通報者が要請したが応じなかった。 ⑱担当職員は、知事印押印審査時に、A課が開示した文書の写しと原本の同一性を確認しなかった。</p> | <p>⑯調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑰調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑱調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> | |
| <p>⑲A課の副課長は開示決定通知書に割印する際に、写しと原本の同一性を確認しなかった。不正行為である。 ⑳当該公文書開示に関連して不正行為を行った職員を懲戒処分せよ。</p> | <p>⑲調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ⑳調査の結果、⑥⑨⑩のとおり、不適切な対応が認められたため、管理監督者から関係職員に注意を行った旨の回答を得た。</p> | |
| <p>㉑～㉔について、C課の担当職員は、複数の不正行為を行った。 ㉑担当職員は、申請者から、当該公文書開示にかかる不正行為についての苦情を聴取したにもかかわらず、調査を怠った。 ㉒担当職員は、当該公文書開示にかかる不正行為について通報を受けていたにもかかわらず、不正行為等通報として扱わなかった。 ㉓担当職員は、当該公文書開示にかかる不正行為について、何の調査もしないまま、処分しない旨を告げた。 ㉔担当職員は、通報者が過去に申し出た電話対応記録を確認するように求めたにもかかわらず、これに応じなかった。</p> | <p>㉑調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ㉒調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ㉓調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。 ㉔調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> | |
| <p>㉕③について、B課担当職員は、A課担当職員が行った開示方法を是正するよう促すことはできないと説明した。現状の体制では誤った事務処理の再発は防げないと思われることから、県庁内に諮問委員会を設置し、開示決定通知書と異なる方法で文書を交付した場合は諮問を請求できる旨を開示決定通知書内に教示できるようにせよ。 ㉖A課担当職員は、道路管理瑕疵による事故処理について不作為の状態である。</p> | <p>㉕調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。なお、公文書の誤った事務処理の発生防止の対策については、各所属に置かれた公文書管理責任者が常に適切な事務処理の指示を行っている。 ㉖調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> | |

| | | |
|-------------------|--|---|
| R5.6月 ① ～③③ | <p>②⑦～③③について、A課担当職員と振興局担当職員は、道路管理瑕疵の事故処理について複数の不正行為を行った。</p> <p>②⑦職員は、「瑕疵の有無は私の一存で決める。私は瑕疵を認めない」と回答した。</p> <p>②⑧職員は、瑕疵の有無の判断が遅い。</p> <p>②⑨職員は、通報者が事務処理に必要な書類原本を県に提出した際、預かり証を発行するよう求めたが応じなかった。また、複写での提出も拒否され原本が手元がない。</p> <p>③⑩職員は、損害額の算定に必要であるとして、過剰な書面の提出を求めてきた。</p> <p>③⑪事故対応窓口を振興局としながら委任が遅く、解決の妨げになっている。</p> <p>③⑫職員から損害額の算定のために事故当時の勤務先の給与明細の提出を求められたが、所持していないと伝え、現在の勤務先の給与明細を提出するよう言われた。公平公正な損害額を算出できない。</p> <p>③⑬職員に提出先を保険会社とする預かり書の交付を求めたが応じなかった。また休業損害証明書を提出した際、3枚のうち2枚しか複写しなかった。休業損害額を算定するためには、3枚全て必要なはずで不可解だ。</p> | <p>②⑦調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> <p>②⑧調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> <p>②⑨調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> <p>③⑩調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> <p>③⑪調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> <p>③⑫調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> <p>③⑬調査の結果、不適切な点があったとは認められなかった。</p> |
| R5.6月 ③④ | A課の副課長は、正当な理由なく公文書の開示決定等期限延長の決裁をした。情報公開条例に違反している。 | 調査の結果、条例違反の事実は確認できなかった。 |

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 1 |
| 匿名 | 1 |
| 職員等 | 0 |
| 計 | 2 |

(2)通報方法別

| 通報者 | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール | 1 |
| 郵便・FAX | 1 |
| 面談 | 0 |
| 電話 | 0 |
| 計 | 2 |

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

| 通報内容 | 処理状況 |
|---|--|
| ① 中学校時代に、元教員と思われる者から不適切な扱いを受けた。 | 通報の内容及び対象者と思われる者が特定できないなど、不正行為等通報に該当しないため不受理とした。 |
| ② ある所属において、上司からのパワハラにより職員が精神を病み仕事を休んでいるが、管理職はその事実を知っていながら必要な配慮を怠った。また、教育委員会では事情を知っていながら事実を隠蔽しようとしている。 | 調査中 |

通報内容を分類すると次のようになります。

| | | |
|---------------------------|---|---|
| (1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 1 | ② |
| (2) 県の行政事務処理、その他に関するもの | 1 | ① |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| (1) 調査の結果、是正の必要がないもの | 0 | |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの) | 0 | |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) | 0 | |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) | 0 | |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0 | |
| (2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの | 0 | |
| (3) 調査を継続中としたもの | 1 | ② |
| (4) 不受理としたもの | 1 | ① |

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。